

仕 様 書

- 1 件 名：小荷物専用昇降機保守点検
- 2 実施場所：大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊湯布院駐屯地
- 3 実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日 [毎月1回実施]
- 4 概 要： 隊員食堂内に設置してある小荷物専用昇降機(2基)の保守点検整備を実施する。

メーカー	仕 様		数 量
日 立 ビルシステム	型 式	小荷物専用昇降機 DF-300SR-B45	(No.1・2号機) 2 基
	最大積載	300kg	
	定格速度	45/min	
	運転方式	単式自動方式(各階操作方式)	
	制御方式	インバーター制御方式	
	停止階	2箇所(1・2階)	
	出 力	3相200V 1.5KW	
	かご寸法	W:900mm×D:1.100mm×H:1.200mm	

5 一般事項

- (1) 本保守点検は本仕様書によるほか関係法規及び関係諸規則により実施し、本仕様書に記載なき事項でも技術的に必要とされる点検整備は実施するものとする。
- (2) 本保守点検実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、災害及び事故に注意する。また必要に応じて養生等の処置を行うものとする。
- (3) 本保守点検の実施に伴う駐屯地及び各建物への立入り、その他制限事項は当駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度係官から指示する。
- (4) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本保守点検に関わると認められた場合、請負業者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (5) 本保守の完了に際しては、当該保守に関する箇所の清掃及び片付けを実施する。
- (6) その他疑義が生じた場合は、係官と調整の上実施するものとする。

6 特記事項

- (1) 本保守点検を実施する請負業者は、本保守点検整備に関して技術及び知識を有し、本点検整備を完遂し得る能力を有するものとする。
- (2) 本保守点検に使用する注油用油等の消耗品及び必要な工具類は請負業者の負担とする。
- (3) 本保守点検完了後、速やかに保守点検整備報告(様式随意)を作成し、係官へ提出するものとする。尚、提出部数は1部とする。
- (4) 本保守点検は、下記について点検整備するものとし、細部項目はメーカーの規定する保守点検要領の項目に基づき実施する。

保守点検項目表	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械室の環境状況の良否の確認 ・ 受電盤・制御版・信号盤の異常の有無 ・ ブレーキの異常の有無 ・ かご運転状態の異常の有無 ・ かご室・ドア・敷居等の異常の有無 ・ 積載質量・乗用禁止の表示の有無 ・ かごの着床段差及び異常の有無 ・ ドア開閉状態の異常の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗車ドア・敷居等の異常の有無 ・ 乗場ボタン・表示ランプの異常の有無 ・ ドア開放防止ブザーの異常の有無 ・ インターホンの異常の有無 ・ ピット内の環境状況の良否の有無 ・ 各プーリーの異常の有無 ・ 主・調整機ロープの異常の有無 ・ ガイドレールの異常の有無

作成年月日：令和4年2月15日

作成部隊：湯布院駐屯地業務隊

作成者：防衛技官 宮本 麻衣